

商品先物取引業者等の監督の基本的な指針改正（新旧対照表）

令和元年 8 月

新	旧
<p>Ⅱ－５ 取引時確認等の措置</p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている商品先物取引業者が、例えば<u>マネー・ローンダリング及びテロ資金供与</u>（以下「<u>マネロン・テロ資金供与</u>」という。）等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならない。</p> <p>商品先物取引業者が、組織的犯罪、<u>マネロン・テロ資金供与</u>に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守体制を構築する必要がある。</p> <p>特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「<u>犯収法</u>」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（<u>犯収法第 11 条</u>に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「<u>取引時確認等の措置</u>」という。）に関する内部管理体制を構築することは、組織犯罪による<u>マネロン・テロ資金供与</u>を防止し、商品デリバティブ取引に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p><u>(1) 主な着眼点</u></p> <p><u>犯収法</u>に基づく取引時確認等の措置及びリスクベース・アプローチを含む「<u>商品先物取引業におけるマネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン</u>」（以下「<u>マネロン・テロ資金供与対策ガイドライン</u>」という。）記載の措置の的確な実施体制については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p><u>(注 1)</u> 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「<u>犯罪収益移転防止法</u>に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成 25 年 3 月 農林水産省・経済産業省）を参考にすること。</p> <p><u>(注 2)</u> リスクベース・アプローチとは、自己の<u>マネロン・テロ資金供与</u>リスクを特定・評価し、これを実効的に低減するため、当該リスクに見合った対策を講ずることをいう。</p>	<p>Ⅱ－５ 取引時確認等の措置</p> <p>市場の仲介者等として重要な役割を果たしている商品先物取引業者が、例えば<u>テロ資金供与、マネー・ローンダリング</u>等の組織的犯罪等に関与し、あるいは利用されるようなことはあってはならない。</p> <p>商品先物取引業者が、組織的犯罪、<u>資金洗浄（マネー・ローンダリング）、テロ資金供与</u>に利用され、犯罪収益等の拡大に貢献すること等を防ぐには、全社的に高度で強固な法令等遵守体制を構築する必要がある。</p> <p>特に、犯罪による収益の移転防止に関する法律（以下「<u>犯収法</u>」という。）に基づく取引時確認、取引記録等の保存、疑わしい取引の届出等の措置（<u>犯収法第 11 条</u>に基づく取引時確認等の措置をいう。以下「<u>取引時確認等の措置</u>」という。）に関する内部管理体制を構築することは、組織犯罪による<u>マネー・ローンダリング</u>等を防止し、商品デリバティブ取引に対する信頼を確保するためにも重要な意義を有している。</p> <p style="text-align: center;">（新設）</p> <p><u>犯収法</u>に基づく取引時確認等の措置の的確な実施体制については、以下のような点に留意して検証することとする。</p> <p><u>(注)</u> 取引時確認等の措置の的確な実施に当たっては、「<u>犯罪収益移転防止法</u>に関する留意事項について（商品先物取引業者）」（平成 25 年 3 月 農林水産省・経済産業省）を参考にすること。</p>

新	旧
<p>① 犯収法に基づき、<u>マネロン・テロ資金供与等</u>に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための体制が整備されているか。</p> <p>イ. 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引が<u>マネロン・テロ資金供与等</u>に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>ロ. 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。</p> <p>ハ. 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して<u>マネロン・テロ資金供与等</u>の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。</p> <p>② 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための体制が整備されているか。</p> <p>イ. (略)</p> <p> a. ～ b. (略)</p> <p> c. 上記a及びbの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）</p> <p> d. (略)</p> <p>ロ. (略)</p>	<p>(1) 犯収法に基づき、<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等</u>に利用されるリスクについて調査・分析し、その結果を勘案した措置を的確に実施するための体制が整備されているか。</p> <p>① 犯収法第3条第3項に基づき国家公安委員会が作成・公表する犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案し、取引・商品特性や取引形態、取引に関係する国・地域、顧客属性等の観点から、自らが行う取引が<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等</u>に利用されるリスクについて適切に調査・分析した上で、その結果を記載した書面等（以下「特定事業者作成書面等」という。）を作成し、定期的に見直しを行っているか。</p> <p>② 特定事業者作成書面等の内容を勘案し、必要な情報を収集・分析するとともに、保存している確認記録及び取引記録等について継続的に精査しているか。</p> <p>③ 犯収法第4条第2項前段に定める厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引若しくは犯罪による収益の移転防止に関する法律施行規則（以下「犯収法施行規則」という。）第5条に定める顧客管理を行う上で特別の注意を要する取引又はこれら以外の取引で犯罪収益移転危険度調査書の内容を勘案して<u>テロ資金供与やマネー・ローンダリング等</u>の危険性の程度が高いと認められる取引を行う際には、統括管理者（犯収法第11条第3号に基づく統括管理者をいう。以下同じ。）が承認を行い、また、情報の収集・分析を行った結果を記載した書面等を作成し、確認記録又は取引記録等と併せて保存しているか。</p> <p>(2) 犯収法に基づく取引時確認を的確に実施するための体制が整備されているか。</p> <p>① (略)</p> <p>イ. ～ ロ. (略)</p> <p>ハ. 上記イ及びロの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）</p> <p>ニ. (略)</p> <p>② (略)</p>

新	旧
a. ～ b. (略)	イ. ～ ロ. (略)
ハ. (略)	③ (略)
ニ. (略)	④ (略)
<p>(注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p>	<p>(注) 犯罪による収益の移転防止に関する法律施行令（以下「犯収法施行令」という。）第12条第3項各号及び犯収法施行規則第15条各号に掲げる外国の元首及び外国政府等において重要な地位を占める者等をいう。</p>
<p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に基づく下記a.～d.のような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</p>	<p>とりわけ、犯収法第4条第2項前段及び犯収法施行令第12条各項に基づく下記イ～ニのような厳格な顧客管理を行う必要性が特に高いと認められる取引を行う場合には、顧客の本人特定事項を、通常と同様の方法に加え、追加で本人確認書類又は補完書類の提示を受ける等、通常の取引よりも厳格な方法で確認するなど、適正に（再）取引時確認が行われているか。また、資産及び収入の状況の確認が義務づけられている場合について、適正に確認が行われているか。</p>
a. ～ d. (略)	イ. ～ ニ. (略)
ホ. (略)	⑤ (略)
<p>ヘ. 役職員の採用に当たって、マネロン・テロ資金供与対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p>	<p>⑥ 役職員の採用に当たって、テロ資金供与やマネー・ローンダリング対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。</p>
<p>また、管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。</p>	<p>また、管理職レベルのテロ資金供与及びマネー・ローンダリング対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。</p>
ト. ～ チ. (略)	⑦ ～ ⑧ (略)
<p>③ 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制が整備されているか。</p>	<p>(3) 犯収法に基づく疑わしい取引の届出を的確に実施するための体制が整備されているか。</p>
イ. (略)	① (略)
a. (略)	イ. (略)
<p>b. 上記a)において把握された疑わしい取引の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における疑わしい取引の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を</p>	<p>ロ. 上記イ)において把握された疑わしい取引の適切性の判断、その実施状況の把握・検証・分析等、社内における疑わしい取引の把握を統括する部署、責任者（当該届出に関する社内的な最終判断を行う者を含</p>

新	旧
<p>行う者を含む。)とその役割</p> <p>c. 上記a、bの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）</p> <p>ロ. (略)</p> <p>(注1) 考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：F A T F (Financial Action Task Force：金融活動作業部会) が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国PEP s 該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>ハ. (略)</p> <p>ニ. <u>役職員の採用に当たって、マネロン・テロ資金供与対策の適切な実施の観点も含めて選考が行われているか。また、管理職レベルのマネロン・テロ資金供与対策のコンプライアンス担当者など、統括管理者として適切な者を選任・配置しているか。</u></p> <p>ホ. ～ ヘ. (略)</p> <p>ト. <u>疑わしい取引に該当すると判断された場合には、統括部署において、速やかに主務大臣又は警察当局に届出を行うこととされているか。</u></p> <p>④ (略)</p> <p>⑤ <u>海外営業拠点（支店、現地法人等）のマネロン・テロ資金供与対策を的確に実施するための体制が整備されているか。</u></p> <p>イ. <u>海外営業拠点においても、適用される現地の法令等が認める限度において、国内におけるのと同水準で、マネロン・テロ資金供与対策を適切に行っているか。</u></p> <p>(注) <u>特に、F A T F 勧告を適用していない又は適用が不十分である国・地域に所在する海外営業拠点においても、国内におけるのと同水準の体制の整備が求められることに留意する必要がある。</u></p> <p>ロ. <u>現地のマネロン・テロ資金供与対策のために求められる義務の基準が、国内よりも高い基準である場合、海外営業拠点は現地のより高い</u></p>	<p>む。)とその役割</p> <p>ハ. 上記イ、ロの部署における報告体制（その他関係部署の連携体制も含む。）</p> <p>② (略)</p> <p>(注1) 考慮すべき顧客属性及び取引態様としては、国籍（例：F A T F が公表するマネー・ローンダリング対策に非協力的な国・地域)、外国PEP s 該当性、顧客が行っている事業等、取引金額・回数等、国内外の取引の別が考えられる。</p> <p>(注2) (略)</p> <p>③ (略)</p> <p>(新設)</p> <p>④ ～ ⑤ (略)</p> <p>⑥ (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(新設)</p>

新	旧
<p><u>基準に即した対応を行っているか。</u></p> <p>ハ. <u>適用される現地の法令等で禁止されているため、海外営業拠点が国内におけるのと同水準の適切なマネロン・テロ資金供与対策を講じることができない場合には、以下のような事項を速やかに主務省に情報提供しているか。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> ・<u>当該国・地域</u> ・<u>マネロン・テロ資金供与対策を講じることができない具体的な理由</u> ・<u>マネロン・テロ資金供与に利用されることを防止するための代替措置を取っている場合には、その内容</u> <p>(2) <u>監督手法・対応</u></p> <p><u>商品先物取引業者の取引時確認等の措置の履行又はマネロン・テロ資金供与対策ガイドライン記載の措置に関する内部管理体制上の課題については、深度あるヒアリングを行うことや、必要に応じて法第231条第1項の規定に基づく報告を求めると通じて、商品先物取引業者における自主的な業務改善状況を把握することとする。また、商品市場における秩序の維持又は委託者等の保護の観点から重大な問題があると認められる場合には、法第232条第1項の規定に基づく業務改善命令を発出する等の対応を行うものとする。更に、重大・悪質な法令等違反行為が認められる場合には、法第236条第1項の規定に基づく業務停止命令等の発出も含め、必要な対応を検討するものとする。</u></p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 許可審査の項目</p> <p>① ~ ② (略)</p> <p>③ その行う業務に関して公正かつ的確に遂行できる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有するとともに、委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。</p> <p>イ. ~ ロ. (略)</p>	<p>(新設)</p> <p>II-9 商品先物取引業者の許可</p> <p>(1) ~ (6) (略)</p> <p>(7) 許可審査の項目</p> <p>① ~ ② (略)</p> <p>③ その行う業務に関して公正かつ的確に遂行できる知識及び経験を有し、十分な社会的信用を有するとともに、委託者等の保護に欠けるおそれがないこと。</p> <p>イ. ~ ロ. (略)</p>

新	旧
<p>ハ. 十分な社会的信用とは、<u>下記⑦に掲げる内容のほか、申請者及びその役員において委託者等の保護等を目的とする法令等に違反したことがないこと、並びに過去に取引上の信用・業者間の信用、その他委託者等を含む社会からの信用に欠ける実績がないこと。</u></p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ.～ニ. (略)</p> <p>ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。</p> <p><u>(注) なお、商品先物取引業者の主要株主における上記⑦イからホまでの事項等を総合的に勘案した結果、当該主要株主がその影響力を不当に行使することで、結果的に商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められる場合も、当該商品先物取引業者は「十分な社会的信用を有しない」と認められる可能性があることに留意する必要がある。</u></p> <p>(8)～(9) (略)</p>	<p>ハ. 十分な社会的信用とは、申請者及びその役員において委託者等の保護等を目的とする法令等に違反したことがないこと、並びに過去に取引上の信用・業者間の信用、その他委託者等を含む社会からの信用に欠ける実績がないこと。</p> <p>④～⑥ (略)</p> <p>⑦ 反社会的勢力との関係その他の事情として、以下の事項を総合的に勘案した結果、役員又は使用人のうちに、業務運営に不適切な資質を有する者があることにより、商品先物取引業の信用を失墜させるおそれがあると認められることがないこと。</p> <p>イ.～ニ. (略)</p> <p>ホ. 禁錮以上の刑（これに相当する外国の法令による刑を含む。）に処せられたことがないか（特に、刑法第246条から第250条まで（詐欺、電子計算機使用詐欺、背任、準詐欺、恐喝及びこれらの未遂）の罪に問われた場合に留意すること。）</p> <p>(8)～(9) (略)</p>